

令和6年度第6回 江別市子ども・子育て会議要旨

日 時:令和6年10月29日(火) 14時から

場 所:江別市民会館 21号室

出席者:江別市子ども・子育て会議委員9名

藤野友紀会長、村山昭二副会長、石塚誠之委員、岡幸代委員、金子大吾委員、鈴木善大委員、高橋祐子委員、松本和也委員、八木橋源委員

江別市(事務局)10名

金子子ども家庭部長、気境子育て支援課長、浅木子ども育成課長、竹内母子保健担当参事、吉岡子育て支援センター事業推進担当参事、宮崎子ども発達支援センター長、大槻子ども家庭支援担当主査、本田子育て支援課子育て支援係長、小林子育て支援課子育て支援係事業担当主査、須藤子ども育成課給付係長、

サーベイリサーチセンター2名

傍聴者:3名

○次第

- 1 開会
- 2 議事

(1)協議事項

議題1 江別市子どもが主役のまち宣言(案)に対する意見公募の結果について

藤野会長

それでは次第の議事に入りますが、当会議の開催に際し、傍聴を希望する方が3名いらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思います。

事務局は傍聴者を会場へご案内してください。

(傍聴者3名入室)

それでは、協議事項 議題1 江別市子どもが主役のまち宣言(案)に対する意見公募の結果について事務局からお願いいたします。

気境課長

はい。それではご説明いたします。

まず資料の1-1をご覧ください。

こちらは、江別市子どもが主役のまち宣言案に対する意見公募パブリックコメントの結果をまとめた資料でございます。

表紙をめくり、意見公募の結果概要をご覧ください。

まず、意見の募集結果ですが、市民意見の募集は、令和6年9月10日から令和6年10月10日まで行い、10人の方から10件の意見をいただきました。

次に、意見の区分についてですが、今回いただきました意見につきましては、その内容から大きく三つの区分に分けております。

宣言(案)をこうした方がよいなどの、宣言案自体に関するご意見が3件。

宣言(案)がわかりやすかったなど、宣言案に関するご感想や賛成意見が4件。

宣言(案)についてではなく、今後このようなことに取り組みをして欲しいなどの子ども施策に関するご意見が3件となっております。

次のページからは、寄せられたご意見と、ご意見に対する市の考え方になります。

まず、1 宣言案に関するご意見からご説明いたします。

No.1からNo.3までの3件ですが、まず1ページのNo.1、主役を子どもにすると、高齢者などをスミに置く印象を受けるため、表題は「市民の総力をもって子育てに邁進する街」あたりがよいとのご意見です。

今回の宣言文案は、これまで子ども・子育て会議において議論を重ね、大人たちが子どもの幸せを第一に考えていくということを示すこと、大人だけに限らず、子どもたちにとっても、宣言から子ども自身が権利を持つ主体であるという趣旨が伝わる内容にしたいと考え、表題を「江別市子どもが主役のまち宣言(案)」としたものです。

ですが、ほかにもこれを見た人が同じように、高齢者がわき役であるとの解釈に繋がらないように、解釈文を追加したいと考えております。

内容としては、<文の追記>のところに記載しておりますが、「この「子どもが主役」とは、誰かが主役、誰かがわき役という意味ではありません。子どもが大人から守られる弱い存在ということだけではなく、子ども自身が権利を持つ主体であるという考えを大切にするために、「子どもが主役」という言葉を使っています。」という説明になります。

具体的には、資料の1-3をご覧ください。

この追加説明の挿入箇所は、<宣言の解説>の3段落目の次、資料の中ほどの赤字の部分になります。

また資料1-1に戻りまして、No.2のご意見は、「子どもの育ちや教育において、デジタル技術への対応や支援が必要ではないか」という趣旨のご意見です。

こちらについては、すでに「学校教育基本計画」の中でも情報活用能力について、ICT機器を活用した学びに取り組んでいく考え方を示していることから、その旨を記述しております。

次に3ページ、No.3は、「子どもの権利条例」づくりの方向を明記したほうがよいという趣旨のご意見です。

こちらについては、今回、この宣言は理念的なものと考えており、ご意見にある「子どもの権利条例」を含め、この宣言を具現化するための施策については、現在策定中の次期子

ども・子育て支援事業計画の中で、検討していく旨を記述しております。

次に4ページから5ページの、2、宣言案に関するご意見や賛成意見についてですが、No.4からNo.7までの4件となりますが、宣言に関しての思いやご感想をいただきました。

これらご意見に関しましては、いただいた内容を踏まえまして、今後も宣言の解説をよりわかりやすくした広報資料などにより、この宣言の周知に努めていくとともに、宣言に関する取り組みを進めて参ります。

次に、6ページから7ページ、3、その他子ども施策に関するご意見については、No.8からNo.10までの3件ですが、今回寄せられましたご意見も含めまして、子どもに関する具体的な施策については、現在策定中の次期「子ども・子育て支援事業計画」や、その他子どもに関連する市の個別計画を検討する際の参考とさせていただきます。

以上が募集結果の内容となりますが、取りまとめた今回の結果につきましては、本会議と市議会で報告のあと、市のホームページ、各公民館などで公表する予定であります。

また、これまでの本会議でも、議論と市民公募(パブリックコメント)の意見を踏まえまして、宣言文については、別紙資料1-2の原案どおり、解説文については、資料1-3の先ほどの赤字修正したものとして、完成させたいと考えております。

説明は以上でございます。

藤野会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの「江別市子どもが主役のまち宣言(案)に対する意見公募の結果」について、委員の皆様から質疑がございましたら、よろしくお願いいたします。

鈴木委員

資料1-1の「江別市子どもが主役のまち宣言(案)」に対する意見公募の結果で寄せられた1番目の宣言(案)に関する意見に対しての考え方を反映した資料1-3の<宣言の解説>の赤字の部分を追記するということですが、1行目、2行目は、質問に対して、宣言文の主旨としてそうではありませんということですが、3行目の「子どもが、大人から守られる弱い存在」という一文の「子どもが弱い存在」の文言が適切かどうかと思います。子どもは大人から守られる弱い存在。逆に大人は弱いも強くも関係なく子どもを守らないといけないのではないのでしょうか。子どもを「弱い存在」と位置付けてしまうのは、少し私は違和感を持ちます。他の委員の皆さんはいかがでしょう。私はそう感じました。

藤野会長

はい、ありがとうございます。

では、今の鈴木委員のご意見に対して他の委員の皆さんいかがですか。

鈴木委員

例えば「子どもが、大人から守られる存在」とするか、「弱い」という言葉は、削除したほうが良いのではと考えます。大人は子どもたちを守らないといけない存在であるというこ

とを伝えたいのだと思いますので、それを確り伝えればいいかなと思います。「弱い」という言葉は、ここではいらぬのではないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

藤野会長

補足ありがとうございます、いかがでしょう。

八木橋委員

私も、弱いという言葉に少し気になったところがありましたが、今、委員がおっしゃったように、「大人から守られるべき存在」とか、そんな感じの言葉だったらいかがかなと思いました。

藤野会長

はい、他いかがですか。よろしいですか。

弱いという言葉に対して少し引っかかりがあるということで、それについては、なるほどと思いました。

ただ、文の流れで言うと、守られるというだけではなくて、子ども自身が権利を持つ主体であるということがポイントだと思うので、例えばですが、弱いという言葉を除くとすれば、「大人から守られるだけの存在ではなく」、という書き方もあるかなと思ったのですがいかがでしょうか。

鈴木委員

会長のご意見で私は良いと思います。「弱い」という言葉が、ここでは少し引っかかっていたもので、子どもが「弱い」と位置付けてしまうこの言葉の使い方は何か違うのかなと感じていました。守らなくてはいけないということは確かだと思います。

藤野会長

ただ大人からの世話がなければすぐに死んでしまうのが幼児というのも事実ですので、そこは一体かなと思いますが、それをどのような言葉で表現するかということですね。

気境課長

いろいろとご意見いただきありがとうございます。

弱いという言葉で強調しなくても、趣旨としては子ども自身が権利を持つ主体であるという部分を伝えたいというのが大きいメッセージですので、今色々のご意見をいただきまして、会長がまとめてくださった「大人から守られるだけの存在でなく」という案で修正させていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(賛成です、の声)

藤野会長

はい、では他はご意見いかがでしょうか。

岡委員

パブリックコメントのところではありませんが、若干戻ってしまうと思いますが、資料1-2の、下から四つ目一、一、一、一の下から二つ目、「子どもを育てる大人も笑顔でいられるよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。」のところが、落ち着いて読み返してみると、それまではずっと子どもについて書いてきていますが、ここだけ少し違うと思ひまして、この一文というの、江別市の総合計画、未来づくりビジョンの中でも基本理念として掲げられているので、この子どもが主役のまち宣言に入れなくてもいいのではないかなと思ひました。ずっと子どものこと書いてきていますが、この視点だけ子どもではないと思ひたので、皆さんの意見をお聞きしたいと思ひました。

藤野会長

今の岡委員からのご意見に対して、他の皆さんいかがでしょうか。

3番目の「子どもを育てる大人も～」というところの項目が、子ども視点というより、子どもを育てる大人への支援という観点になっていて、それを子どもが主役のまち宣言に、あえて入れなくてもいいのではないか、ということによろしいですか。

岡委員

こちら(未来づくりビジョン)に入っているからいいのではと思ひたのですが。

藤野会長

その冊子は、宣言を作るときに配られたものですね。その中に四つがあったということですね。

岡委員

そうですね、基本理念として掲げられています。めざすまちの姿ということで掲げられていて、ここに合っているのかと違和感を覚えたものですから。

鈴木委員

今の岡委員ご意見について、第2回目のこの会議で事務局より構文の骨格についてご説明をいただいた資料の中に、一つは、子どもの権利の尊重ということ、子ども自身の育ちを支援、子育て家庭の支援ということで、ここに四つ挙げますということの説明があり、私は、これによろしいのかなと思ひます。もともと、そこが根本的にあり、この文言が出来たと理解していましたので、ここでご指摘箇所を抜いてしまうと、子育て家庭の支援というところが、そっくり宣言の中から抜けてしまうことになりますので、ここはこのまま残していいと考えています。加えて、パブリックコメントにおいても、ここに関してのご意見はないので、あえて削るということはしない方がよいと思ひています。仮に削るとなるとまた最初の議論に戻ってしまうので、私はこのままでよいのではないかなと思ひています。

藤野会長

ほかいかがでしょうか。

金子委員

3番目を抜いたほうがいいのではという話になると、4番目も直接関わってなくていいのではないかと、ということで全部やり直しになってしまうというところもあるので、基本的には子どものことということと、それから子どもを取り巻く環境という部分での、複数のことを元々変えていきましょうということがあったので、このままでいいのではないかなと思います。

藤野会長

ほかいかがでしょうか、よろしいですか。

記憶を戻しながらですが、おそらくこの四つを作った時に、一つ目が子どものその意見を尊重し、尊重するだけではなくて反映するということを積極的に、宣言しようということだったと思います。

二つ目が、子どもは育つ力をみずから持っている存在だと。でもそれが発揮されるには、適切な環境がなければ駄目で、その安心できる環境を作っていこうというのが二つ目だったと思います。

三つ目が、かといってその子どもが育つ時実際に、日々子どもと関わる、養育者や保護をする者がいる訳で、その者への支援ということが結果的に、子どもがありのまま幸せに暮らせる、という生活を実現できるから、行政としては、子育てに携わる大人の支援や大人も笑顔でいられる環境づくりが責任としてあるよね、というのが三つ目。

四つ目はただ家庭で子どもに関わっている人のみが子育ての責任を負っているわけではなくて、地域社会全体で責任を持っているという考え方も反映させようというのが四つ目だったかと思うので、4項目あっての子どもが主役の宣言かなと私は感じていますし、1-2が大前提としてあることで、それを実現させるための3・4なので、同心円状に支えるといえますか、そういう構造なのかなと理解しております。

岡委員

振り返ってよかったです。ありがとうございます。

藤野会長

他いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、では概ね質問も出尽くしたようですので、議題2、教育・保育施設に係る利用定員の設定及び確認について、事務局からお願いいたします。

須藤係長

それでは、資料2、「教育・保育施設に係る利用定員の設定及び確認について」ご説明します。

表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

前回の会議でも説明しましたが、子ども・子育て支援新制度では、北海道等の認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所からの申請に基づき、市町村が市町村事業計画に照らして、保育を必要としない満3歳以上の幼児が受ける1号認定、保育を必要とする満3歳以上の幼児が受ける2号認定、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児が受ける3号認定という認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付対象施設となることを確認し、給付費を支払うこととなっております。

なお、子ども・子育て支援法においては、新たに施設の利用定員を設定する際には、子ども・子育て会議の意見を聴取する必要があるとされています。

ページ上の表は、制度の基本的な仕組みを表しておりますので、ご参照願います。表の塗りつぶしている部分①は江別市が行う認可、②は江別市が利用定員を定めた上で、給付対象として確認する仕組みを表しています。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

「2 令和7年の利用定員の設定(確認予定施設)」につきましては、新たに利用定員を設定し、確認を行う予定の施設が6施設あります。

No.1から5までについては、保育所から保育所型認定こども園への移行をするものです。保育所は、保護者の就労や疾病等により、保育が必要な子どものための施設ですが、保育所型認定こども園に移行し、1号認定の児童を受け入れ可能とすることで、保護者の就労状況に変化があった場合でも、柔軟に対応できるようにするものです。1号認定の教育定員を新たに設けますが、教育定員は、提供量が確保すべき量をすでに上回っていることから、概ね現定員の1割程度に抑え、利用定員を設定します。

各施設の利用定員については、表をご確認ください。

次に、No.6「幼稚園型認定こども園のつぼろ幼稚園」については、保育需要の拡大を受け、幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行するものです。移行に伴い、1号認定を170名、2号認定を30名、計200名の利用定員を設けるものです。

なお、これらの認定こども園の移行により、1号認定は1名の減員、2号認定は30名の増員、全体で29名の増員となっております。

現在、各施設とも道への認定の申請を準備している状況であり認定が下り次第、給付対象施設として確認を受ける予定であります。

続いて2ページ目になりますが、3参考、令和7年度すでに確認を受けた施設のうち、利用定員を変更する施設についてです。5施設ございます。

すでに確認を受けた施設が、利用定員を変更しようとする場合においては、子ども・子育て会議の意見を聴取する必要はございませんが、利用定員全体の増減に関わるため、参考までに説明させていただきます。

まず「認定こども園元江別わかば幼稚園」については、令和5年度から段階的に2号認定を増員し、1号認定を減員している施設です。令和7年度は、2号認定5歳児を8名増員し、1号認定を8名減員するものです。

「認定こども園あけぼの」「大麻まんまるこども園」については、ここ数年の利用実態や保育需要にこたえるため、教育定員を減員し、保育定員を増加します。

また、「大麻藤認定こども園」は保育需要に応えるため、保育定員を増員します。

さらに、「大谷幼稚園」については、ここ数年の利用実態に即するため、教育定員を減員します。

この結果、令和7年度における利用定員の見込みは、参考の表のとおりで、今回新規に確認する6施設、すでに確認を受けた施設のうち、利用定員を変更する5施設、定員変更のない幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設・企業主導型保育施設36施設の合計47施設において、1号認定1536名、2号認定1220名、3号認定のうち、1・2歳児805名、0歳児217名となります。

後ほど協議する「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画(案)」の提供体制の値と同数となります。

藤野会長

ありがとうございました。

ただいまの利用定員の設定及び確認について、委員の皆様から質疑がございましたらお願いいたします。

鈴木委員

教えていただきたいのですが、1号認定、2号認定、3号認定は、1歳から2歳、0歳ということで四つの区分に分かれています。2号認定には、新2号認定という区分もあると認識していますが、2号認定と新2号認定の数字はどのようになっているのでしょうか。

浅木課長

こちらの表の中では新2号についての表現はございませんが、後程お示しする計画の中では新2号の数字が出てきます。1号の方々に希望される方については、基本的には受け入れができる施設であれば、新2号の認定は受けられるとっております。

鈴木委員

受け入れが可能というのは、1号認定と2号認定の違いは、元々1号認定というのは、従前の幼稚園で文部科学省の管轄、2号認定の保育というのは、従前の厚生労働省の管轄と分かれていて、今はどのような管轄になっているかはわかりませんが、1号認定を受けた後、新2号認定という形をとっている家庭もいると思います。新2号認定を2号認定に全部組込むこととは何が違うのでしょうか。2号認定を受けて入園したいけれども、各園には、2号認定で受け入れる枠の定員があると思いますが、その枠の運用が柔軟にできないものなのか。何故このような質問をするかという、1号認定の定員数が減少傾向にあり、本日の配付の資料3を拝見すると、共働きの家庭が増えてきているので、基本的に保育需要が必要だという形でまとめられている。その意味で1号認定の園児が、資料3の3ページにおいて、歴史ある市内の従前、幼稚園であった園の1号認定の定員数をかなり減らしている。2号認定の需要が高い中に、新2号認定を受けて入園しているご家庭で、最初は1号認定を受けて入園している中におそらく結構いらっしやると推測しています。新2号認定の園

児を2号認定として全部組み込むことはできないのでしょうかという質問です。

浅木課長

基本的にできないわけではありませんが、1号というのは教育を主として受けさせたいというご家庭で、さらにそのあと家庭の都合でお仕事があり、預かりもして欲しい、そういった方々が新2号の認定を受けられるという状況でございます。保育は、預かりをメインでお願いしたいというご家庭が、認定を求めるといような状況になっておりまして、施設側と保護者の側とそれぞれ希望されるところで、認定が分かれているという状況となっております。

鈴木委員

今の説明は、前回もお聞きしましたが、実態として、例えば、従前、幼稚園で現在は、認定こども園を運営している園の1号認定、2号認定の子たちは、2号認定の子どもと1号認定の子どもは同じ時間の朝9時から10時に登園し、1号認定の子どもは午後2時迄で、その後、預かり保育を利用する方もいますが、2号認定の場合は、その後も保育時間となります。2号認定の子どもも朝9時から午後2時の間、もしくは朝10時から午後2時の間は、2号認定の子どもも1号認定の子ども現実的に同じ教室で同じ教育を一緒に受けている。そこで違いがよくわかりませんが、今のご説明では別々ということですが、実際子どもたちは同じ先生のもとで、教育や保育を受けているにもかかわらず、1号認定、2号認定という形で、その区分の間に新2号認定というのがある。そこら辺のニーズというのは、この数字の中にそれが反映されているものなのかどうかということも含めて教えて頂ければと思います。

実際は、1号認定、2号認定の子どもたちは、日中は一緒に同じ教室、先生のもとで、教育や保育を受けている。先ほどのご説明では別々のような形で伺いましたが、実際は一緒です。午後2時以降なり3時以降、2号認定は保育という形で8時間又は11時間まで、全部含めての料金が無償という形になっていますが、1号認定の方々は、午後2時以降は、別途費用がかかってくる。最初の質問と少しずれてきているのかもしれませんが、その線引きがよくわかりません。そこで、ニーズがあっているのかなと思っています。

浅木課長

まず今回の1号の部分新たに設定するという、2ページのところでありますけれども、1号を新たに設定するという部分については、先ほど説明差し上げたとおり、2号の認定の方々が、就労をやめてしまったりすると、基本的には1号で受入れることとなります。そうすると、1号の受け入れ枠がない場合、退園していただいて別の施設に移っていただくということになってしまいます。

それを防ぐために、この1号の枠を作って、同じように預かってもらえるようにするというような仕組みとなっております。

これがこの1から5というところになります。

鈴木委員からもおっしゃっていただいたとおり、その認定の区分が違うだけで、同じよ

うに生活されているというのは事実として、理解しておりますし、受け入れについても、教育・保育で分けてはいますが、夕方まで、場合によっては延長までという形で、預かるということで、その制度の成り立ちの関係でそう分けているような状況ではありますが、この1号2号、特に3歳以上については、合わせた中で受け入れていくことになる、というのはおっしゃるとおりだと思っております。

藤野会長

はい、他はいかがですか。

よろしいですか。

はい、では質問出尽くしたようですので、議題3 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画(案)、量の見込みについて事務局からお願いいたします。

小林主査

それではご説明いたします。

量の見込みの前に、前回の会議でいただいたご意見等を踏まえて、資料を少し修正しておりますので、先にご説明させていただきます。

まず28ページ (1)居場所づくりに関するところですが、中高生の居場所づくりに関して、中高生の意見を聞きながら、利用しやすい場所づくりを、目指していくという内容に修正をしております。

次に30ページ (2)障害のある子どもの支援のところですが、児童発達支援センターの説明と、個別支援保育について、年齢の拡大を含めた制度のあり方について見直し検討する内容について追記しております。

次に、32ページ (1)教育・保育定員の確保のところですが、保育士の人材確保策について、奨学金返還支援や、家賃補助、実習の受け入れ、各種支援制度の情報提供について、積極的に取り組む内容を追記しております。

その他、不登校児童の推移などの統計データについては、本計画と連携を図る、江別市学校教育基本計画の中で資料としており、その他障がい児の推移など、他の統計データについても、関連計画等で資料としてあることから、本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、これまでどおり量の見込みの算出に必要なデータを載せるということにしたいと思います。

前回説明部分の修正箇所については以上です。

それでは次に第5章からの量の見込みについてご説明しますが、先に量の見込みとは何か、というのを簡単に説明したいと思います。

量の見込みとは、幼稚園や保育所、認定こども園、延長保育、一時保育、放課後児童クラブなどについて、将来必要となる利用人数を見込むことです。

子ども・子育て支援事業計画では、計画期間における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、見込み、供給体制に基づいた供給体制の確保策を掲げなければならないとされています。

量の見込みを算出するには、将来の子どもの数の推計結果と、子育て家庭の教育・保育

事業の利用状況やニーズ調査の結果を用い、国から示された計算方法を基本に行うものです。

それでは、第5章量の見込みと提供体制の1、教育・保育の提供区域、についてから説明していきます。

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は、子ども・子育て事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

江別市では、第1期計画策定時より、市全体で1区域と定め、計画を進めてきました。

次期第3期計画の提供体制についても、第1期、第2期と同様に市全体で1区域として定め、ということは、骨子の説明をしたときにも言いましたが、この区域を定めるにあたっては、計画書の記載のとおり、四つの視点に基づき区域の検討をいたしました。

- 1、利用者にとってわかりやすい区域設定か。
- 2、利用者にとって利便性が高い区域設定か。
- 3、区域を超えた施設・事業の利用に対して、柔軟に対応できる区域設定か。
- 4、一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定か。

これら四つの視点を総合的に判断し、検討した結果、第1期、第2期計画同様、本計画においても、「教育・保育を提供する区域」を、市全体で1区域として定めることといたしました。

次に、「2 将来の子ども人口」についてです。

「(1)将来将来人口」は、江別市では、コーホート変化率法(各年齢階級別の人口集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法)を用いて算出しています。

推計では、江別市の総人口は今後徐々に減少傾向で推移し、令和6年の118,136人から、令和11年には114,502人まで減少すると見込まれています。

年齢区分ごとの実績及び推計は記載のとおりとなっております。

次のページ、江別市の「(2)将来子ども人口」0歳から17歳については、少子化により減少傾向で推移し、令和6年の16,632人から、令和11年には16,151人に減少することが見込まれています。

就学前、小学生、中学生、高校生それぞれの推移につきましては、記載のとおりとなっております。

各年齢別の将来子ども人口の実績及び推計については、次ページの一覧のとおりです。

次の、48ページ、49ページの「3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制」については、最後に担当より説明いたします。

50ページ、「4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 (1)放課後児童健全育成事業」についてですが、事業の概要は、保護者が仕事などによって放課後の時間帯家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を確保して、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策ですが、47ページの将来将来子ども人口を基に、過去5年間の

登録率、学年が上がったときの退会率、ニーズ調査の結果をもとに見込みの算出を行っています。

児童数が減少する見込みの中、登録児童数が増加しているのは、共働き家庭の増加を推計に反映させているためです。

確保方策についてですが、待機児童が見込まれる小学校区に新たな放課後児童クラブを年間数か所ずつ整備するなどし、ニーズに応えられるように努めます。

「(2)利用者支援事業」は、本計画より「子育て支援コーディネーター」と「こども家庭センター」とに分けております。

まず、子育て支援コーディネーターですが、事業の概要は、子育て中の方や妊娠中の方の個々のニーズに合わせて、子育ての相談を受けたり、さまざまな子育て支援についての情報提供、相談・サポートを行う事業です。

確保方策の考え方についてですが、量の見込み、確保方策ともに3か所となっております。この3か所は市役所窓口、公設の子育て支援センター、あそびのひろばとなっております。子育て支援コーディネーターが訪問するなどし、子育て相談や子育て情報の提供を行います。

こども家庭センターは令和6年度の新規事業となり、従来の子育て世代包括支援センター(母子保健)とこども家庭総合支援拠点(児童福祉)の機能を一体化し、妊娠期から子育て期に関する様々な悩みや相談、困りごとに対し、関係機関と連携・協力して支援を行う機関です。

江別市では、令和6年10月より設置運用を開始したものです。具体的には、保健センターの母子保健部門、子育て支援課の児童家庭相談部門の両部門について、合同ケース会議の密な開催や、共通システムの運用などでつなぎ、特定妊婦等から児童まで切れ目のないケース支援を行ってまいります。

「(3)地域子育て支援拠点支援事業(子育て支援センター、子育てひろば)」については、子どもたちが地域の中で健やかに育ち、安心して子育てができるように、親子で自由に遊べる場所の提供、子育て相談、各種講座や講習会の開催など、様々な子育て支援事業を行っています。

公設と民設合わせて8か所の実施体制で、より多様なニーズに対応したサービスを検討していきます。

次に「(4)預かり保育と、一時預かり事業」です。

預かり保育については、先ほども1号教育認定を受けて、幼稚園や認定こども園に通い、その上で両親の就労などの理由で預かりが必要な子どもを対象とした保育です。

直近の令和5年度の実績から、令和6年度の実績見込みを推計し、令和7年度以降の対象児童の、人口の増減率を乗じて算出をしております。対象児童の減により、量の見込みも減少するものと考えております。

次に、一時預かり事業です。一時的に必要な保育等を行う事業で、1号認定の子どもで預かり保育が使えない日がある場合や、未就学児で一定量の保育の必要性がない子どもなどが主な利用対象であり、保育園や認定こども園などへ入所する子どもが増えると、この一時預かりを利用する子どもがおのずと減少します。

直近の令和5年度の実績から令和6年度の実績見込みを推計し対象児童の増減率を乗じて各年度の数値を算出しておりますが、未就学児の減少や、保育園や認定こども園へ入所する子どもの増加に伴って一時預かりの量の見込みは緩やかに減少すると見込まれています。

続いて「(5)、延長保育事業」です。

保育認定を受けた子どもの通常の利用時間を超えて引き続き保育園等で保育を実施する事業です。利用している子どもの令和3年度から令和5年度の直近の3か年の平均利用率をもとに、65%程度の利用があるものとして量の見込みを算出しています。保護者の勤務時間が長くなると、延長保育が増えますが、一方で、近年は働き方改革に対する取り組みなどで減少に向かう要素もあるため、計画期間は定率で推移するものと見込んでいます。

次に「(6) 病児・病後児保育事業」です。

病児・病後児を医療機関や保育園等に設置させた専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を行う事業ですが、各年度の感染症の流行に大きく最大左右されるため、量の見込みを立てるのが非常に難しいです。全計画期間中の最大値が延べ1,731人で、現体制においてこれをカバーする提供は十分可能なことから、量の見込みを延べ1,800人としています。

「(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ)」は、保護者が疾病等の理由でやむを得ず家庭で児童の面倒を見ることができない場合、札幌市1か所、岩見沢市1か所、北広島市2か所の児童福祉施設に加え、乳幼児の宿泊に対応できる江別市内1か所の里親に委託し、1週間を限度に児童を養育する制度です。

本事業では、利用を行う家庭にとっては緊急の場合、または保護者のレスパイト等で利用されるケースが多いことから、量の見込みは、利用実績から推量しているところです。

令和6年度は、委託先を3か所追加したため、ほとんどのニーズに応えられる状況であり、年間最大60人程度の利用を見込んでおります。今後も同程度の提供体制を引き続き確保して参ります。

「(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)」です。

ファミリー・サポート・センターは、働く人が安心して仕事と育児を両立できるよう、また、子育て中に急用ができたときにも安心してできるよう子育てを応援する仕組みで、手助けしてほしい人(依頼会員)と、お手伝いのできる人(提供会員)で簡易組織を作り、地域で子育てをサポートする事業です。量の見込みについては、実績に基づくものとなっており、ファミリー・サポート・センターの事業を委託することにより実施します。

「(9) 妊婦健康診査」は、妊婦の健康の保持・増進や経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査受診票等を交付し、健康診査等の費用を助成する事業です。将来子ども人口をもとに見込みの算出を行っています。引き続き、医療機関や助産所等に委託することによって提供体制を確保します。

「(10) 乳児全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育管理等の把握を行う事業です。市内企業等より提供を受けた子育て支援、協賛品等の配布も訪問時に行っています。

す。

こちらも将来子ども人口をもとに見込みの算出を行っており、引き続き民生委員・児童委員連絡協議会に委託し提供体制を確保します。

「(11) 養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要とされる家庭に対して、保健師やヘルパー等が家庭を訪問し、養育に関する支援を行う事業です。量の見込みと確保方策の人数は、支援の人数を示しており、支援員の派遣を委託し、また保健センター職員による支援により実施します。

次からの、(12)、(13)、(14)については、数量的な利用見込みを出すものではありませんが、地域子ども・子育て支援事業として位置付けがあるため、第3期も継続して位置付けをしております。詳細については、資料に記載のとおりです。

また、56ページ(15)以降は、素案策定中に、国の手引き等で新たに目標設定が必要な事業と位置付けされたものであり、現在確保方策等について、内容を調整しておりますので、次回の会議でご説明させていただきます。

浅木課長

私から3の幼児教育・保育の量の見込みと提供体制について、別にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、計画案の48ページをご覧くださいと思います。

表の見方についてです。3号認定は、保育が必要な3歳未満の子どもの認定で、国の計画策定のガイドラインに従って、0歳、1歳、2歳にそれぞれ分けて記載をしております。次に2号認定は、3歳以上の子どもの認定で、その中で保育認定を受けて保育園や認定こども園に通うお子さんが保育、1号教育認定を受けて幼稚園や認定こども園に通い、その上で、預かり保育を活用する子どもたちについては教育に、それぞれ分けて記載しております。1号認定は3歳以上の子どものうち、教育を主として幼稚園や認定こども園に通う子どものうち、預かり保育を活用しない子どもたちの数ということになってございます。

まず保育部分の量の見込みの算出方法についてご説明差し上げたいと思いますので、本日お配りしましたA4一枚の補足資料をお手元に準備いただけますでしょうか。そちらをご覧ください。補足資料の一番上、「人口」につきましては、計画の計画案の47ページの「将来子ども人口」の各年度・年齢の子どもの人口等と合致しています。

「量見込み」については計画案の48ページ、49ページの量の見込み、「提供体制」は、同じく確保の内容(提供体制)と同じとなっております。

令和7年度の3号認定、0歳の量の見込みとなっております188人は、前年度の令和6年度、実際の申請された数に対する数の人口に対する割合としております。

いわゆる利用率と申し上げたらよろしいのかなと思っておりますが、これが30.2%となっております。

近年の子育て世代の就労率の増加傾向を見込んで、利用率を一定割合で伸ばして、令和7年度については30.6%と見込んでございます。

令和7年度の0歳の人口見込み、614人に乗じて算出をしているという状況です。

この結果、令和8年度以降の0歳の人口推計については、減少傾向にあります。

中でも、③の量の見込みの人口に対する、割合については増加していくものと見込んでいるため、見込みは令和8年度以降も、大きくは減少しないという計画としているところでございます。同様の算出方法で、令和7年度の利用率を、1歳児については62.4%、2歳児については61.9%、3歳から5歳は、48.6%とし、年度進行ごとに利用率を、一定割合で伸ばして算出しているところでございます。

また補足資料には、保育定員の弾力化を活用した場合を追加してございます。

子ども・子育て支援事業計画の提供体制の策定にあたっては、利用定員を使用することで国が定めておりますが、実際の保育の提供にあたっては、施設の要件ですとか、保育士の配置基準をもちろん満たした上で、可能な施設については、定員を超えて受け入れをいただいている状況でございます。これを定員の弾力化と呼んでおります。

1歳以上の区分では、令和6年度実績では平均で利用定員の5%前後、この弾力化で各施設において受入をしてもらっているところでございます。

そういった運用を行った上で、なお不足が見込まれるのが、この表の一番下の⑧の欄になりますけれども、この数字で計画より早く、令和9年度には過不足が解消される見込みとなっております。

計画書の48ページにお戻りいただきたいと思っております。1号認定2号認定についてですが、3歳から5歳の人口推計では令和9年度以降、減少が大きく見込まれることに加えて、近年の子育て世帯の就労率の増加を見込みますと、2号認定の児童の割合が増加し、結果として、1号認定の児童は減少する見込みとなりました。

先ほど鈴木委員からもご指摘がございましたが、入所の過程ですとか、認定の区分で少し違いがあるので分けて記載をしておりますが、基本的には3歳から未就学のお子さんたちについては、1号2号認定の教育と、2号認定の保育の部分合わせた数字というのが、保育が必要なお子さんたちの受け入れの体制ということになりますので、この数字を合わせて、量が足りているかどうかという形で、見ていただけるとよろしいのかなと思っております。

次に、計画中に、提供体制を確保するための手法でございますが、現存幼稚園の認定こども園化による新たな保育定員の設定や1号認定の需要減を受けた認定こども園の教育認定から、保育認定の定員の振り替えによる増、既存園の分園設置や事業所内保育施設の新設など、多様な事業者の能力を活用した定員増により、特に不足が目立ちます3号認定保育の定員については、令和7年度から令和11年度に向けて91の増、2号認定保育の定員については、令和7年度から令和11年度に向けて71の増を計画に盛り込んでおります。これによって、計画では2号認定は令和8年度から提供体制の不足が解消し、3号認定についても、令和11年度までには提供体制が量の見込みを上回るものと考えております。

提供体制の不足解消のため、大規模な施設開設整備を行って定員を増やす、そういうことで提供体制を早期に確保することも可能ではありますが、ご覧いただいているとおり、将来子ども人口の推計では、今後は就学前の児童が減少していくと見込まれる局面に入っていくことを踏まえ、将来的には増やした定員が過剰になってしまう恐れもございます。

認定こども園や認定保育所では、国が想定費用として設定されているものがあり、それ

に合わせた保育料や給付費が定められておりまして、定員に対して一定の児童が確保できないと、経営が苦しくなってしまうと、そういう仕組みになってございます。大幅な定員割れが常態化しますと、施設の経営が圧迫されて、人員の削減に繋がる可能性があるなど、教育・保育の質の低下に結びつくことも懸念されます。

量の見込みを満たす提供体制の確保は大変重要な課題ではございますが、教育・保育の質の維持・向上も同様に重要と考えておりまして、施設や人員など既存の資源を最大限活用しつつ、適切な定員の確保に努めて参りたいと考えております。

私からは以上でございます。

藤野会長

ありがとうございました。

ただいまの第3期江別市子ども・子育て支援事業計画(案)量の見込みについて、委員の皆様から質疑がございましたらお願いいたします。

鈴木委員

48ページ、49ページの、この下の方に表があります、量の見込みと提供体制の、例えば48ページに記載の令和7年の1号認定、2号認定、3号認定の中の2号認定の教育と保育の下647人が、新2号認定にあたる人数ということでしょうか。

この2号認定の内訳の647人と1,233人では、各ご家庭が負担する費用というのが違うと認識しています。

須藤係長

保育料は無償化になっているので、ただその他の実費に関しては、園ごとに異なっている部分はあります。

鈴木委員

2号認定の保育時間は確か8時間または11時間までは無償との認識です。

須藤係長

保育の認定の区分にもよりますが、8時間までは短時間保育といいまして、あと標準の保育認定を受けると11時間が標準なのでそれを超えたところに延長保育がかかる感じになります。

鈴木委員

新2号認定を受けた3歳から5歳のご家庭の方々は、教育標準時間4時間を超える午後2時以降は、月の預かり保育利用日数×450円或いは月額11,300円の低い方の額が月額上限として補助が出て、それを超える部分に関しては自己負担という制度になっていると思います。それとこの2号認定と教育とは一緒になることはできないでしょうか。これ多分、各ご家庭が住んでいるエリアの認定こども園や保育園において、2号認定の枠が、

定員を超えると、結局、1号認定で入園せざるをえない。申込先も2号認定は市で1号認定は園で異なっている。そうすると、1号認定で入園したのち園から新2号認定というのがあるから、園に書類を出してくださいとなる。本来は2号認定で入りたいけど定員がオーバーしていて受け入れられないから、新2号認定という教育を受けながら、これは2号認定の教育希望という言い方するそうですが、実際は、2号認定の保育認定と教育希望の方のご家庭が負担する費用というのが実態は違う。そこがマッチしてないのではないですかということです。先ほどの定員について、もっと柔軟に受け入れられる施設側で対応ができないのか。2号認定と1号認定で受け入れている日中の時間帯は結局一緒の中で、子どもたちを保育士さんが見ていただいているわけであって、1号認定の枠が定員を割れていけば、2号認定で入りたいければ2号認定で希望者が受けられるようにすれば、そういう家庭もあると思う。その辺がマッチしないのではないかと思っている。ニーズがあってないのではないかと思っています。それは江別市子どもが主役のまち宣言に沿った子どもは育てやすい環境ということにかかわってくるのではないかなと思っています。

浅木課長

今の話でいきますと、その2号を受け入れてくれるように、施設側でも対応していただけるのであれば、我々としては特に1号、新2号でなくては困るということは全くございません。ただ一方で、やはり教育に主眼を置いている施設がありますし、あとは同じように午後の預かりをする中でも、特色を持ってお預かりをしているような園もいくつかございます。そういったところについてはやはりかかる実費などを別途、保護者からいただいていると聞いておりますので、そういったところで、どうしても差が出ている部分はあるのかなと思います。

1号・新2号の中でも先ほど鈴木委員からもお話あったように、午後の預かりの部分を料金は2号認定と変えずに、という園も中にはございますし、そのあたりのところは、我々が強制的に全部2号にしなければ、ということはないので、施設とも相談しながら、その枠はできる限りニーズに合わせて増やしていきたいと思っておりますが、いろいろな事情がありまして、すべてをそちらに移すということはないという状況でございます。

鈴木委員

元々幼稚園から出発した施設と保育園を主体としている園が、現在では認定こども園として運営しており、それぞれ1号認定、2号認定、3号認定という形で子どもたちの受け入れをされている。確かに各園によつての教育方針や従前、幼稚園のところは、元々は、いわゆる1号認定の希望の子どもたちがほとんどだった施設は、認定こども園という形で、保育も受けられるように国が法律を改正し、現在に至っているとの認識を持っていますが、幼稚園の主体のところに通園している子どものご家庭の方がすべてではないですけども、共働き世帯では、2号認定で入りたいかったのだけど、結局、希望する施設での2号認定の枠が少ないから、1号認定で入らざるをえない。そういうマッチしてないところはないか。それなら2号認定での希望があれば、2号認定とならないものかと思う。1号認定、2号認定でも結局、朝から子どもたちを預かり、2号認定の保育認定を受けている子ども

も教育を受けている。現実には一緒に朝10時から午後2時までの間で、午後2時以降も保育を受けています。もう少し柔軟な対応として、通園している子どものご家庭でも2号認定を希望の場合、2号認定で園に申請していただければ2号認定でできますよというような総定員枠で柔軟性のある制度にしていいただければいいのではないかと考えています。江別市私立幼稚園連合会加盟の12施設のうち、今年4月の入園希望者が、12の施設のうち2施設しか定員を充たしていない。残りの10施設は、定員割れをしているということも伺っている。実態も踏まえて、もう少し柔軟に1号認定、2号認定というのが運用できないものなのかなというところの質問でした。

金子部長

鈴木委員が言われるように、2号のニーズが高まっているということは、まさにそのとおりです。1号には1号の存在意義があって、それを求める人もいるということも確かです。

先ほど課長からも説明しましたが、今ある施設を、それはもうほっといて2号をやってくれるところをどんどん募集しましょうという、結局、今の施設の経営が危うくなって、最終的にはそこに入っている子どもたちが、通う場所がなくなる危険性がある。

そういうことを避けるために、いろいろと微妙なバランスを取りながらやっていかなくてはならないと思います。

いずれにしても最初に言いましたように、2号のニーズが高まっていることは確かですので、我々も各施設さんと相談しながら、2号に移行する意欲というか、そういうのを持っているところは、少しずつ定員を追加していってもらうことは、これから僕らも働きかけなきゃならないと思っていますし、一方で、1号の教育の必要性をしっかりと持っている、理念を持っている施設さんの考え方というのは、またそれを尊重しながらやっていかなきゃならないと思っていますので、難しい調整ですけども、今鈴木委員おっしゃったようなことも含めながら、今後もやっていかなくてはならないと思っています。

鈴木委員

ありがとうございます。

資料2の3の参考の表を見ていると、No.1から No.5の施設は従前、幼稚園で運営していたところで、これまで江別市で子どもたちを支えていた歴史のある幼稚園のところの定員が減ってということは、将来的にもっと厳しくなるのではないかなと思い心配しています。また、そのようなところが経営的に厳しくなり無くなってしまいうということがあった場合、江別市にとってもマイナスなのではないかなと思った次第です。2号認定の定員がとても少ない。この定員枠について、もう少し柔軟にできないものか、様々な制度とかルールがあるなかでこのような枠になっているものとは察しますが、一市民としては、中身が分からないですが、一方では、子育て共働き世帯が増え保育の需要が増えている中で、この表だけを見ると1号認定の定員割れをしていて大丈夫かと心配をする。市内には公立の保育園二つだけで、特に多くの民間施設で支えられる。子どもの人数が全体的に減っていることは、そこで働く保育士さん含めて行き場がなくなってしまうので、令和11年度まで予測が出ているということであれば、そこは今から中長期的に色々と1号認定、2号認定につ

いて、もう少し柔軟に、家庭にマッチした形で、各施設の方で柔軟に運用できるような形にした方が、これから利用するご家庭からは利用しやすいと思いましたので、意見を言わせていただきました。

石塚委員

例えば、働く人たちの立場に立ってどうかと思ったときに、私の本学だと幼稚園の免許を取る際に、小学校の免許を主にして幼稚園の勉強をして特別支援学校の資格を取る学生などはいます。

幼稚園で働きたいということで頑張っている学生がいて、保育士と幼稚園の免許両方取るコースもありますが、保育園で預ける側で長く預けてもらおうと、例えば働く場合はどういことを子どもたちに提供したいのかということも、ちょっと別の観点であるので、その中で、1号認定、保護者の方の気持ちはすごくわかる中で、より一層高めるといような立場で、それぞれの園のよさをもっと見えてくると、またその中で、制度上の負担が減るといのかになって思いながら聞いていました。

ありがとうございます。

藤野会長

他いかがでしょうか、よろしいですか。

はい、では概ね質問もご意見も出尽くしたようですので、次第3その他に入ります。

その他について委員の皆様から何かございますか。

石塚委員

1点だけなのですが、子ども・子育て支援事業計画の赤字のところは、これはさらに内容をご検討いただくこともできるかもしれないということでもよろしいですか。

32ページの教育・保育定員の確保ということで、この前ちょっと確認させていただいたところで、あとで追加していただいてありがとうございます。

すごく、文章としてあと、ジモガクとの連携ということで良いかなと思って、確認していました。

1点前回市内の大学がもし連携というところで、特にそこと連携しているところでの市独自の支援制度は、制定されてないというお話がありましたので、ここ、難しいところだなと思いますが、例えば、市内の大学と連携した、市独自の支援制度の検討等入れていただいて、市内子育て関連施設の見学訪問の実施やという、その次の文章はそのままで良いのかなと思いますが、一つ何か市内の大学、連携した保育定員の確保のための、例えば市独自の制度の何か設置等ご検討いただくと良いのかなと思っておりました。

村山副会長

関連して、お願いします。幼稚園全体の代表として出ているので、今のところは最も関心があるので、ひとこと言わせてください。

多分事務局もいろいろとデータを取られていると思いますが、ネットでもどんどん出て

きますが、例えば、当別の幼稚園、認定保育所、どこでもいいですが、幼稚園に勤めると、就労するときに、学生さんに50万支給されます。そのあとに、毎年10万10万10万というように。だからここに家賃の補助、奨学金の返還、これは一部だと思いますけれども、それに就職時の就労援助というのかな、その辺が各大学に行くと大学の先生がいらっしやいますから、私が言うまでもないですが。例えば、神戸とか、横浜とかそういうところからの保育士募集のパンフレットが大学行けば貼ってあります。そうすると100万とか、そういう形で学生の心が少し躍るようなそういう形になっています。当別でさえもそう、北広島もそうです。札幌もそう、その真ん中の江別がないんです。

もう一つ、今日は要求する場所じゃないから言いませんけれども、このままでいくと、ちょっと12月の予算に反映しないかなと思うので、もう少しちょっと他市町村の状況を鑑みていただいて、12月の予算に少しでも反映するような、ご努力をお願いしたいと、そう思います。すいません。

金子部長

検討します。検討しなくてはいけないということを、ここに入れ込めるように、考えます。5年計画ですので、来年すぐにはならないかもしれませんが、そのような課題があるということを書き込めるように、文章を考えさせてください。

松本委員

江別市の方でジモガクという制度がありまして、実はその制度を使って、学生さんが園に見学にくる制度があります。学生さんとお話すると、もちろんその資金的な優遇も大事ですが、よく学生さんが言われるのが、やはり自分が理想にしている希望の施設で働きたいということなので、もちろんそのお金の支援も、江別市もかなり頑張っただけで家賃補助とかはかなりありがたいのと奨学金制度というのも助かっていますが、やはり地元の学生さんが地元の施設に見学に行き行って本当に自分が働きたいところでマッチングさせるということが、もしかしたら、もっと大事で長く勤める要因になるのではないかと思うので、ぜひジモガクの制度、我々も協力しますので、活用していただければと思います。

高橋委員

要望する場所ではないことは重々承知です。

放課後児童クラブについては私も詳しく内容をわかっていますし、先日も会議があったのですが、一つこれを読んでいて前からちょっと思っていたことがあって、それはあそびのひろばのことです。

公設でもあそびのひろばを運営してるいというのはわかっていますが、ちょっと詳しくなくてごめんなさいね。江別市にも何年も10年以上前から、あそびのひろばに関わっている団体などありますでしょう。もちろん札幌市でもたくさんあって、そのあそびのひろばに対しての補助金というのがしっかり出て、運営が成り立っているというのは聞いていますが、江別で何年も10年以上一生懸命やっている団体がいくつか広報のようなものに載っているじゃないですか。公設の他のそういうところには、どんな補助が行政からあるのか

というのをちょっと知りたいし、そこにも人を絶対配置していると思います。ただ、これを見ていたら、コーディネーターの配置がどうのこうの、今後も産前産後のケアもやっていくということは、今回からやるというのはわかりましたが、そういう事業団体に対してどのように思っているのかというのをちょっと知りたいです。

私があまり認識してないこともあり、もしかして変な質問しているのかもしれないですが、支援があるのかないのかと思ひまして。

金子部長

多分民間でやられているあそびのひろば的な活動に支援はおそらくないと思います。

そういうことも、今後5年計画の中で、そういう活動に対する支援とかを入れていかなくてもならないかもしれないですね。

ちょうど32ページの(2)あたりにあそびのひろば事業のことが書いてあるので、その中で、民間で市民活動としてやられているあそびのひろば、これについて何かしらちょっと支援の必要性とかそういうことを入れていくように検討したいと思います。

藤野会長

よろしいですか。

金子委員

支援もらってない団体の1人です。そこはいいとして、一つ前の松本さんのお話のところに戻るところもありますが、このような見込というところで、基本的には小さい子、未就学児が対象になっているようなイメージでしたが、それは小学生とかもう少し大きい子とかの、その量という部分については何かあるのかなど。何でそんなこと話しているのかというと、民生委員とかやっているところがありまして、こちらから小学校に訪問をすることがあります。人口が減っているという話もある中で、区画造成で増える学校というのもあります。そういうところにも実は、ちょっと児童が増えて、教室が足りなくて困っているとか、そういう話もありますが、ここには多分出てきていないというところもあってそういうところでどうしようとしているのかと。

この幼稚園、保育園、こども園というところに対しては、こういうふうにしたいです、というところありますが、それ以外について、何も語られてないように見えます。

それからもう一つ、もっとこう、広い範囲の話になるとと思いますが、人口のことについて書かれていますが、子どもが大きくなって子どもじゃなくなったらこれなんか、放り投げちゃうのかなというふうに見えました。どういうことかと言いますと、人口のグラフ、年齢別に分けると、江別はどんな形になるかと皆さん知っていますか。どんな形になるかというと、ひょうたんみたいな形になります。どういうことかということ、小さい子たちが多いですね、高校生まで多いです。大学生もたくさんいるので多いです。そこから23歳になると、一気に減ります。それで、子育て世代が出てきて、これからちょっと上大きくなっていますというような、こんなくびれた形になっているのが江別市の特徴だと聞いています。ということは、大学まで行った後に、もうそこでさようならとなっていないですかというところが、

この支援事業計画から、何がしたいのかが見えてないです。

ここでこういうことやりますよ、というのはいいですが、目的がわからないので、その子たちに例えば江別にずっといて欲しいとか、そういう何かが見えてこないから、これやって何するのかなというのがずっと疑問に思っていました。なので、その辺がこの量の見込みで、例えば幼稚園とかはあるのかもしれないですけども、将来的にどうして欲しいというのは何かありますか。そこをお聞きしたいと思いました。

気境課長

まず、こちらの子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法に基づき、全市町村に策定が義務付けられている計画となっております。その法のもとで、教育・保育の量と、地域子育て支援事業について、市町村独自ではなく、全市町村が、5年間の量の見込みを作らなければならないという計画です。

まず量の見込みについては必ず定めなければいけない事項について記載しています。そして、実際にその量の見込みを達成するために必要な関連施策について、その他必要なものを課題抽出しながら目標を立てていきましょう、ということを経営の第1章の部分に記載しております。

実際の子ども・子育て支援事業計画の量の見込みについては、保育・教育の量の見込みが中心となってくる部分がありまして、これまで概ね18歳未満が対象でしたが、昨年度子ども基本法ができて、子どもの定義というものも、年齢で区切るということはなくなりました。その中で若者についての対策も必要になってくるという部分で、江別市としては、今回のこの子ども・子育て支援事業計画の中では、従前どおり量の見込みを中心としたこの計画を立てていますが、次年度以降、国が求めている若者も含めたこども計画という形で、さらにどこかで年齢を区切るのではなく、継続した支援を続けていくような、その計画の次のステップを考えております。フレームとしては、この子ども・子育て会議において委員の皆さまからの意見を踏まえながら、計画をさらに充実させていきたいと考えてございます。

金子委員

ありがとうございます。先ほどジモガクとかというところで、魅力のあるような場所があれば、ここに居ついてくれるのかなというのは、この子育てに関係するお仕事だけではなくて他にもたくさんあると思うので、そういうところを何か考えてもらえれば、いびつな形が直ってくるのではないかなと思うので、その辺を少し考えてもらいたいなと思います。

ありがとうございます。

藤野会長

他、よろしいでしょうか。

では、事務局から何かございますか。

気境課長

本日も多岐にわたっていろいろご意見いただきまして本当にありがとうございます。毎回盛り上がっていいなと思います。ありがとうございます。

次回の会議の日程連絡をさせていただきたいと思います。次回は、来月11月19日の火曜日、午後14時から、また会場が変わります。野幌公民館で開催を予定しております。間違えずお越しただけたらと思います。

11月19日火曜日の午後14時から野幌公民館ということで、よろしく願いいたします。また、会議が近くなりましたら、ご案内を電子メールの方と文書の方と、資料を送らせていただきますので、出席・欠席のご連絡をよろしく願いいたします。以上でございます。

藤野会長

委員の皆様よろしいでしょうか。

はい、それでは本会議で予定している事項についてはすべて終了いたしました。

以上で令和6年度第6回江別市子ども・子育て会議を終了いたします。

皆さん、お疲れ様でした。